[head](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/koten.htm)（岩倉紙芝居館古典館<http://hjueda.on.coocan.jp/koten/koten.htm>）

**文王受命**  
  
**はじめに**  
　韓愈に拘幽操という詩があります。  
目窅窅（ようよう）たり。其れ凝（こ）り其れ盲（めし）いぬ。  
耳粛粛（しょうしょう）たり。聴くに声を聞かず。  
朝日出（い）でず。夜月と星を見ず。

知ること有りや知ること無しや。  
死せりとや為（せ）ん生けりとや為ん。

嗚呼（ああ）臣が罪誅に当りぬ。天王は聖明なり。

我が国でも山崎闇斎等にとりあげられ、「文王が主君紂王への絶対の忠義の心を吐露したもの。例えひどい仕打ちを受けても君臣の義は捨てない」とされています。聖人文王と称揚され、徳川幕府の初期から、君臣の義を確立するものとして読まれてきました。

「嗚呼（ああ）臣が罪、誅（殺）に当りぬ。天王は聖明なり」の「罪」、これは詩で、琴曲に附ける歌詞ですから、それは周知のこととして省かれております。令和の時代に生きる者には何が罪なのか分かりかねます。文王が聖人であり、天の王が聖明ですから、彼が誅されることはないとなります。  
　その罪と受命、これがどういうことなのか？それを考えてみました。  
  
**文王（西伯）の罪**  
　「誅に当」る「臣が罪」については、書経（尚書）や司馬遷史記周本紀にあります。書経では「西伯戡黎（かくれい）」、西伯が黎（民）を戡（平定）しているとあります。そのことを恐れた祖伊が紂にそのことを進言したとありますが、罪とは記されておりません。史記周本紀ではもう少し詳しく西伯が拘束された状況を記しています、「西伯が善徳をつみかさねておりますので、諸侯の心がみな西伯にむかっております。これでは、将来、帝に不利になりましょう」とする崇侯虎（しうこうこ）の讒言によるとされます。紂王を脅かすことになるので拘束、幽閉したということでしょう。西伯の臣等の莫大な貢ぎ物により、助命されます。  
「崇侯虎、西伯を殷の紂に譖（そし）りて曰く、「西伯、善を積み德を累（かさ）ね、諸侯皆之に向ふは、將（まさ）に帝に利とならず」と。帝紂乃（すなは）ち西伯を羑里に囚（とら）ふ。閎夭（くわうえう）の徒、之を患（うれ）ふ。乃ち有莘氏の美女、驪戎（りじう）の文馬（文様鮮やかな馬）、有熊（いうゆう）九駟（きゅし；4頭だての戦車9台分の馬）、他（ほか）奇怪の物を求め、殷の嬖臣（へいしん；お気に入りの臣）費仲（ひちゅう）に因（よ）りてこれらを紂に獻（たてまつ）る。紂、大きに說（よろこ）びて曰く、「此の一物以て西伯を釋（はな）つに足る。況や其の多きことや！」と。乃ち西伯を赦（ゆる）し、弓矢斧鉞（ふゑつ）を賜（たま）ふ。西伯をして征伐を得さしむ。曰く「西伯を譖るは、崇侯虎なり」と。西伯乃ち洛西の地を獻り、以て紂が炮格（ほうらく）の刑を去（や）むを請（こ）ふ。紂は之（これ）を許す」とあります。  
　しかし善徳をつみかさねることが誅される罪となるでしょうか？善の徳を積み重ねる人はそもそも政権を奪取するようなことはしません。悪業をなす君主がそのような人物に衆望が集まることを警戒することはありえます。しかし、善徳をつむ人をそのことで拘束し幽閉することは、自らの非を天下にさらす愚挙となります。諸侯や民の反撥を招くこと必定、政権にとっては極めて危険です。そのような場合には、何らかの反乱や不祥事にかこつけ、その首謀者として拘束するのが常套です。  
　イエスに悩まされたユダヤの立法家達は、当時のユダヤ人の反ローマ運動にかこつけ、イエスをその首謀者としてローマ総督に拘束させました。ピラトが尋問しますと、「皇帝のものは皇帝へ、神のものは神へ」というのがイエスの主旨であり、ピラトは反ローマの罪に値しないとしました。立法家達に煽られた民衆が、イエスに死を、盗賊バラバの助命を求めたといいます。ソクラテスは青年を毒した罪を問われたのですが、弟子であるアルキビアデスがアテネに与えた損失の責任をとらされたようなものです。  
　西伯については、そのような事件はありません。また、紂王への批判や不服従を表明している様子もありません。  
  
　司馬遷は更にこう記しています。紂王は貢納されたものを喜び、西伯に弓矢斧鉞（ふゑつ）を与えます。これは征伐をする軍事指揮権を認めるものです。西伯は洛西の地を献上し、紂王には炮烙の刑をやめるよう求めたとあり、求めずして与えられたとなり、徳の人という印象が強調されています。  
　西伯は幼名昌（しょう）、父を季歴（きれき）、母を太任（たいじん）と云い、季歴の父を古公（亶父；たんぽ）と云います。古公は一族の者が殺されることを嫌い、戦いを避け、匈奴や犬戎に求められれば財物、土地を渡し、岐山にまで逃れてきました。季歴も古公にならい義を行うに篤く、諸侯の信頼を得たとあります。西伯も祖父伝来の法に則（のっと）り、仁を篤くし、老を敬い、少を慈しみ、賢者を迎えたとしています。周を訪れた諸侯は、その風俗のありように心をうたれ、西伯を「受命之君」と噂したとあります。そういう噂は当然紂の耳にも届くはずです。  
「西伯陰（ひそか）に善を行ふ。諸侯皆（みな）來りて平（たいらぎ）を決す。是に於て、虞（ぐ）、芮（ぜい）の人、獄有りて決すこと能（あた）はず。乃（すなは）ち周に如（ゆ）く。界（さかい）に入る。耕す者皆畔（あぜ）を讓（ゆづ）る。民の俗皆長に讓る。虞、芮の人未だ西伯に見（まみ）えずして、皆慚（は）ぢ、相（あひ）謂（かた）りて曰く、「吾が爭ふ所は、周人に恥ぢる所。何（いづくん）ぞ往（ゆ）くことを為すべきか。秖（まこと）に辱を取るのみ」。遂（つひ）に還（かへ）り、俱（とも）に讓（ゆず）りて去る。諸侯之を聞きて曰く、『西伯蓋し受命の君なり』と。」とあります。  
  
　西伯の家臣が美女や名馬、珍宝を献上したのは、助命ばかりではなかったようです。弓矢斧鉞を得たことでそれが知れます。これを得たことは、紂王の代理として征伐をする権限を得たのも同然です。殷の祖伊（そい）はこれを危ういとみて、紂王に直言をしましたが、西伯に天命が有るはずがない、何ができようかと、とりあわなかったとしています。西伯は、犬戎、密須、耆國、邘、崇侯虎を伐ち、領土を拡大し都を岐より豐に移しています。父祖にはなかった西伯の行動を司馬遷は記しています。

「明年、犬戎（けんじう）を伐（う）つ。明年、密須（みつしゆ）を伐つ。明年、耆國（きこく）を敗（やぶ）る。殷の祖伊（そい）之を聞き、懼（おそ）れ、以（も）て帝紂に告ぐ。紂曰く、「天命有らざるか？是何ぞ能く為さん！」明年、邘（う）を伐つ。明年，崇侯虎（しうこうこ）を伐つ。而して豐邑（ほういふ）を作る。岐下よりして徙（うつ）りて豐を都とす。明年、西伯崩（ほう）じ、太子の發（はつ）立つ。是武王と為る」とあります。  
　書経（尚書）の西伯戡黎（せいはくかんれい；[HP](https://ctext.org/shang-shu/chief-of-the-wests-conquest-of-li/zh)）、戡黎は「黎を刺す」、「黎に克つ」とも読めます。こうよめば民を暴虐す、となりますから、西伯ではありえず、黎（民）を戡（平定）すとされます。書経の諸篇には戦国時代以降に手を加えられた、あるいは作成された擬古文とされるものがありますが、これは擬古文とはされていません。  
　周は「命」を失うことを恐れ、子孫にその教訓を伝え残すために早くから記録を作成しています。祖伊の言がその当時のものか、編纂時に周の思想を持ち込んで記されたかが問われます。西伯戡黎では、紂の「命」が尽きることに重点があり、祖伊は民の心が紂から離れていることを直言します。司馬遷は、現実を見ますので、西伯が周辺国を平定し領土を拡大していることも付加したのでしょう。  
　テキストでは、祖伊は、「天は既に我が『命』を終えた。卜占で、もはや吉はない。先王が助けないはずはないが、王の淫らな戯れのため自らそれを絶っている。民は飢え、生を楽しむこともできない。典（のり）に従わず、殷が滅びることを望まないものはない。天がなぜ威を降ろさないのか、なぜほろぼす大命が至らないのかと云っている」と直言しました。ところが王は「我が生については、命は天に在るに有らずや」と取り合いません。命は天に在るのであって民にあるものではないと居直ったのでしょう。祖伊は、「王の罪は天上に積みあがっており、いまさら天の命を責（もと）めるなどどうしてできましょう。殷は滅びる、この邦（くに）に恥じる心はない」としました。  
「西伯既に黎を戡す。祖伊恐る。奔（はし）りて王に告げて曰く、天子、天旣に我が殷の命（めい）を訖（を）ふ。格人（かくじん）元龜（げんき）も、敢（あへ）て吉を知ること罔（な）し。先王我が後人を相（たす）けざるに非（あら）ず。惟（こ）れ王の淫戲（いんぎ）用（も）て自ら絕つ。故に天我を棄て、康食(かうしょく）する有らず。天性を虞（たのし）まず、典（てん）に迪率（てきそつ）せず。今我が民喪（そう）を欲せざる罔くして、曰く、天曷（なん）ぞ威を降（くだ）さざる。大命摯（いた）らざる、と。今王其れ如台（いかん）せんや、と。王曰く、嗚呼、我が生（せい）命（めい）天に在る有らずや、と。祖伊反（かへ）りて曰く、嗚呼、乃（なんぢ）が辠（つみ）多く參（かさな）りて上（かみ）に在り。乃（すなは）ち能く命を天に責（もと）めんや。殷之（これ）卽（すなは）ち喪（ほろ）びん。乃の功（こう）を指（し）すに、爾が邦に戮無（はぢな）くんばあらず」とあります。  
  
　書経では、祖伊が西伯による民の平定を危険視しており、司馬遷の記述では西伯は相当に領土を拡大していることになります。それに諸侯が不満を表明するどころか、諸侯が西伯を支持している。この状況をみれば、西伯が徳政により支持を拡大しつつ、紂にとってかわる準備をしていると祖伊が疑うのも無理はありません。  
  
　さて、司馬遷は、西伯が囚われていた時に、西伯が「受命」したと詩人が道（い）ったとしています。更に、西伯は王を称したとあり、法度を改め、暦（こよみ）を制しています。これは王朝の仕事を意味します。即位という詞も用いています。西伯は、父や祖父をも王としており、武王を即位させています。弓矢斧鉞の権を有し、太公望を軍師に迎え、周公旦（たん）を輔佐に付け、召公を仁政の輔佐、畢公を軍師の輔佐に置いています。これは政治においても軍事においても政権を担う準備が進んでいることとなります。武王はその「諸業を修める」とあり、これは、西伯（文王）の敷いた路線を発（武王）が継承するということです。  
　「詩人道西伯」の道は「云う」意味です。こうなりますと、紂の側近からすれば、西伯が政権を奪取する準備を着々と進めていると判断せざるを得ません。聖人文王がそのようなことをするはずがないと考える人は、「受命」、「法度」、「暦」に関する文は、後人の挿入であると致します。  
　「西伯蓋（けだ）し即位して五十年。其の羑里（ゆうり）に囚（とら）はれしに，蓋し易の八卦を益し六十四卦と為す。詩人西伯を道（い）ふ。蓋し受命の年に王を稱し、虞芮の訟を斷ず。後十年にして崩じ、謚（し）して文王と為す。法度を改め、正朔（せいさく；暦）を制せり。古公を追尊（ついそん）して太王と為す。公季を王季と為す。蓋し王瑞は太王より興るとす。

武王即位す。太公望を師と為し、周公旦を輔と為し、召公、畢公の徒を左右の王，師とし文王の緒業を修む」とあります。  
  
**文王受命**  
　文王受命といえば、近代の常識では、天が「新たに政権を樹立する命」を降ろしたと考えます。もし、その西伯に「命」が降りているなら、湯が桀を伐ったように、西伯（文王）が紂を伐ってしかるべきものです。しかし、紂を伐ったのは発（武王）でした。その時、武王に「命」が降りているとはされておりません。  
　史記によれば、発の最初の挙兵には迷いがあったようです。文王没後九年のことですが、文王の墳墓の地で祭祀を行い、そのまま東（殷）に向かったとしています。文王の木主（位牌）を中軍の車に載せ、自らは太子発としており、文王の意志を実現する形で師を興したことになっています。八百諸侯がそれに呼応して盟津（もうしん）に会します。諸侯等は西伯を「受命の君」とし、太子である発ならば「紂を伐つ可し」としました。しかし、発は「女（なんじ）、未だ天命を知らず、未だ可ならず」として師を引き上げて帰還したとあります。  
　未だ天命を知らないので、未だ紂を伐つことができない、という文脈からすれば、女（なんじ）が諸侯であれば、諸侯が天命を知らないので、伐てないとなります。文王が既に受命しているから、伐つことができるとするが、伐てるものではない。諸侯は「天命は未だ紂王にある」ことを分かっていない、ということで師を引いたとされるようです。この解釈には釈然としません。発自身にも迷いがあったと思われます。  
　その二年後、紂王が妲己（だっき）の云うことを聞き、比干を殺し、箕子を囚（とら）え、いわゆる酒池肉林の状況を招き、楽師らが楽器を持って周に逃れ来るに至ります。婦人の言を用いるとは家運の危うきことの象徴とされ、紂は、先祖の祭祀もしない、父母兄弟親戚を軽視し、罪を犯して逃亡してきた者を使い諸家の者を虐げせしめ、殷の国内外を混乱せしめている。「天の罰」を共に為そうとして、発が再び師を興します。  
「今殷王紂、維（これ）婦人言是（これ）を用（もち）ひ，自ら其の先祖の肆祀（しし；祭祀）を棄（す）て答えず。其の家國を昏棄（こんき；混乱廃棄）し、其の王父母弟を遺（す）てて用ひず、乃ち維（これ）四方の多罪逋逃（たざいほとう；罪を犯して逃亡した多くの者）是崇（あが）め是長とし、是信じ是使ふ。百姓に暴虐、以て商國に姦軌（かんき；内外を乱れ）俾（せし）む。今予發維共に天の罰を行わん」とあります。  
　再び文王の位牌を立てますが、今度は「天の罰」を行うという発自身の強い意志をしめして牧野に軍を集結させました。  
  
**令・命について**　ここで回り道になりますが、「命」について考えてみます。命・令といいますと上位の者が下位の者に指令や指示を与える、上から下に命ずイメージが強いと思います。あるいは、生命の命（いのち）ということでもありますが、ここでは生命とか運命とかの命は考慮外といたします。もともとは下にあるものが上のものの意向を伺う字であったようです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 令という文字は、殷の甲骨文字に最初にみえます。頭に礼冠を付けた人が跪いている形と解釈されています。殷では地上の帝は上帝（天帝）の嫡子であり、帝の行動については上帝に伺いを立て許諾を得ねばならず、内容を亀の甲羅に記して焼き、割れ目で諾否を判断したといいます。命は後に令に𠙵、竹簡や木簡に記されたものを容れる容器、が付された金文の文字です。上帝や天帝や神の啓示を謹んで伺うことが原義のようです。 | 甲骨文金文篆体象形字的字形演变 | 甲骨文金文篆体象形字的字形演变 |
| 殷では地上の帝は上帝の許諾を伺い行動しますので、上帝から令が降りる、命が降りるのは当然のことです。しかし、地上の人間社会における統治に関して、天が特定の者に新たに政権に就く命を降ろすとなりますと、亀卜の諾否とは異次元であり、政権の正統性に関わるものとなります。 　堯から舜、舜から禹は禅譲とされますが、夏から殷へは夏の命が尽き、殷に天の命が降りたとされます。令という形式が殷代に成立する前に、夏から殷に命が降りていたたとなりますと理解に苦しみます。夏王朝に関しては文字の存在は公式には確認されておらず、都も特定されていません。殷には甲骨文字があり、卜占の記録が大量に出土しています。甲骨文字は殷22代の武丁（高宗）の頃（紀元前12～13世紀）3500～5000文字があったとされ、日本では2010年制定の常用漢字2150文字で新聞が編集されておりますから、甲骨文字で当時の社会事情を記述するには十分事足りると思われます。30代500年余り政権が存続しており、さほどの文字があれば、殷の後半にはその記録を残していて不思議はありません。周に滅ぼされたため、残りませんでした。 　夏、殷に関する記述は書経、詩経以降の書や容器に刻された記録にみえるのみです。書経の篇には夏を伐った湯王の篇、「湯誓」があります。「湯誓」は擬古文ではないようです。500年程前に夏王朝を倒した殷の伝承です。周は独自の文字を有してはおらず、殷の文字を利用したとされます。周代に鼎などに刻された文字を金文といいます。周の立場で金文で記されたものが、秦代に焚書されます。秦では役人が簡便な隷書で記録をしました。漢代に古典を知る者を探しだし篆書でそれらを復旧しました。更に漢の字で編纂され注釈の付されたものを我々は読みます。万葉仮名で記された歌を、古文に直し、更に現代文にして読めば、現代の語感を持ち込むことになり、原意とはかなり隔たったものになります。「湯誓」を更に日本語に訳しますので、どこまで原意を捉えているか怪しいことになります。 　また、「湯誓」については、武王が紂を伐ったことを念頭において編纂された可能性を排除することができません。　武王が「天の罰」を共に行う決断をしたことを説明する格好の事例とされているように思えます。  　殷の湯王が挙兵します。乱を起こすのではない、夏に多くの罪が有り、天はこれを罰して放逐せよと命じている。夏の衆も夏の后（きみ）が衆を顧みず、生業（なりわい）を揺るがせ、夏の衆を害し征伐すると嘆いている。上帝の命を行わぬことは恐れ多く、夏后を征伐しなければならない。夏の罪とは何か。衆の力を根こそぎ尽くさせ、邑をとことん疲弊させた。今や衆等も生業を怠り、助け合うこともない。一方、夏后は、何時どうして滅びるのか？その時は予のみならず皆が滅びる、と居直っている。夏の徳はここまで落ちた。私（湯）は立ち向かう。衆よ私を輔佐し、天の罰を為そう。その実現を約束する。我を信じよ。その言に偽りはない。その誓いに従わないならば、汝等を誅殺し、赦すことはない、とあります。 　書経には夏の桀王についての記述がありません。司馬遷の「史記」夏本紀では、帝孔甲（こうかふ）の時、自らを鬼神にたとえ淫乱を事としたため、諸侯が背いた、帝桀も徳を修めず、百姓を武力で害し、湯をも囚えています（赦しますが）。湯は徳を修め、諸侯が湯に帰し、兵を率いて桀を伐ったとありますが、「天命」という詞には言及がありません。  **湯誓** 王曰く、「格（きた）れ爾（なんぢ）眾庶（しゅうしょ）、悉（ことごと）く朕（わ）が言を聽（き）け。台（われ）小子、敢へて亂を行稱（こうしょう；振舞）すに非ず。夏に多に罪有り、天命じて之を殛（ころ）せしむ。今爾有眾，汝曰く、『我が后（きみ）我が眾を恤（あはれ）まず，我が穡事（生業）を舍（お；止）きて夏を割（害）し正（征）す』予惟（こ）れ汝眾の言を聞く。夏氏罪有り。予上帝を畏れ、敢へて正せざることなし。今汝其れ曰く、夏が罪其れ如台（いかん）』夏王眾力を率（すっかり）遏（つく）し，夏邑を率割（害）す。有眾率怠（おこた）り協（力）せず。曰く、『時日曷（いづく）んぞ喪（ほろ）びむ。予及び汝皆亡びぬ』。夏の德茲若（かくのごとし）。今朕必往（ゆ）かむ」。「爾予一人を尚輔（しょうほ）し、天の罰を致し、予其れ大きに汝に賚（たま）わん！爾信ぜざること無からむ。朕言を食（いつは）らず。爾誓言に從はずんば、予則（すなは）ち汝を孥戮（どりく）し、攸（も）て赦（ゆる）すこと罔有（なし）」とあります。  　夏時代のものとして「甘誓」が記録されています。夏王が甘水の野で有扈氏と戦う際の誓言です。夏の禹は益に帝位を「禅譲」しようとしましたが、諸侯等が禹の子の啓を立てたとあります。「世襲」です。啓の異母兄に当たる有扈氏が反乱を起こしたということで、戦（いくさ）となります。夏王を啓とみるか禹とみるか説がわかれるようです。夏王朝は14世17代で470年くらい続いたとされますから、周からすればおよそ千年前の出来事です。 　ここでは、有扈氏が挙兵したことが罪の本題とはなっておりません。五行を侮り、三正を怠り放棄したことを罪としています。五行、三正についてこれ以上に言及されておりませんので、後の説が分かれます。 　書経、堯典によれば、百姓（諸々姓ある族）が親しまず、五品（父、母、兄、弟、子のあり方）に順（したが）わないので契（せつ）を司徒として五教（義・慈・友・恭・孝）を敷（し）かせたとあります。父に義、母に慈、兄に友、弟に恭、子に孝を徹底させたと解されるようです。三正については白夷（はくい）に三礼を典（つかさ）どらせたとあります。三礼を「天道・地道・人道」「天神・地祇・人鬼」等と注されますが、その礼を行うのは天子ですので、有扈氏が怠り放棄する対象とするには無理があります。諸官には「三載（年）に績を考え（功績評価）三考（人事考課）して」帝業に明るい者を昇進させ暗い者を退けることが求められております。三正はこちらの方が意味が通ります。 　人倫を乱し、行政の適正な運用を乱せば、天はそれを罰す。その天の命を王は恭（つつし）みて実行しなければならないとしています。「天の罰」を為せとする命を実施しないならば、その王の命運は尽きるということです。史記では、「甘誓」をそのまま引用しています。「天の罰」という考え方は古いものとみなされたのでしょう。  **甘誓** 「大きに甘に戰ふ。乃ち六卿を召す。王曰く、嗟（ああ）！六事（りくじ）の人（后稷・司徒・秩宗・司馬・作土・共工）、予誓を汝に告す、有扈氏は五行を威侮（ゐぶ）し、三正を怠棄（たいき）す。天は用（も）て其の命を剿絕（さうぜつ）す、今予惟れ天の之罰を恭行す。左が左に攻めずんば、汝命を恭せず。右が右に攻めずんば、汝命を恭せず。御して其の馬の正（征）すに非ずんば、汝命を恭さず。命を用ふは、祖に賞し、命を用ひざるは、社に戮す、予則ち汝孥戮（どりく）せん」とあります。  禹の時に、人倫に関する教えがあったとしても、五行、三正という概念がすでにあったのか疑問があります。ところで、書経は堯・舜の理想の政治から始められております。堯の仁は天のごとく、知は神のごとし、九族が睦み、万国が合和したとあり、舜の圧倒的な孝により、五典（父は義、母は慈、子は孝、兄は友、弟は恭）が定まり、理想的な統治が行われたとします。大洪水の後には、禹が全国を駆け巡り九州の復興を果たし、地質・産物を考慮し税収の根拠を定め、六律、五声、八音を整え政治の混乱を治め、五言（仁義礼智信とする説もある）を出した、というような歴史が語られております。それからすれば、禹の時に五行・三正があって何の問題もないことになります。 　甘誓では、上天は王に政治を秩序を乱すものを罰する命が降るとします。その命に従わない王ならば孥戮するとしています。孥とは息子、妻子、奴隷の意味がありますが、この場合妻子となり、妻子もろとも戮（ころ）すを意図しています。つまり、その血統を絶やすとなります。その血統が絶えるなら「命」がその他に降りるほかありません。このことがここに盛り込まれております。子孫にも命が伝わるよう、王にとって政（まつりごと）を正すことは極めて重要でした。  　このことは、殷の22代の高宗の肜（ゆう）の祭に祖己（そき）が述べたとする詞にもあります。雉は先王達が遣わした使者とみなされます。王の肜祭のあり方を正すため飛来したと注されます。天は民の義をみて王の政治を判断します。天が寿命を降すに、永い者、短い者があります。天が若死にさせるものではありません。徳によろしくない者、罪を無視する者が寿命を短くします。天は命を与え、はぐくみ、徳に向かわせます。しかし、それがそうならない。それは、王が民に敬（つつし）みて政治を行わないからである。自らを正せば、天は子孫にも及ぶようにします。祭祀を行うにも近親ばかりによい思いをさせてはいけません。  **高宗肜日** 「高宗の肜の日に、越して雊（な）く雉（きじ）有り。祖己曰く「惟れ先格王（せんかくわう），厥（そ）の事を正す」と。乃ち王に訓（をし）へて曰く、「惟れ天、下民を監（かんが）み，厥の義を典（つかさど）る。年を降すこと永き有り、永からず有り。天民を夭（えう）すに非ず。民命を中絕す。民に德に若（し）かず、罪を聽かざる有り。天既に命を孚（はぐく）み厥の德を正せり、乃ち曰く、『其れ如臺（いかん）？』嗚呼！王司りて民に敬（つつし）めば、天胤（いん）に非ざる罔（なし）。祀を典（つかさど）るに昵（じつ）に豐かにせず」と。　  　殷19代の盤庚が亳（はく）に遷都するのを人々が嫌がったときに、「先王服（ふく）有れば天命を恪謹（かくきん）す」ともあります。服とはこれまで先王達が状況に応じて五度その居を移して、民の安寧を図ってきたことをさしています。恪謹はつつしむことです。天命は謹（つつし）んで実行しなければならないとしています。 　これらをみれば、天には上帝がおり、地上の帝のありようを民をみて判定している、その上帝が罪あることを正せ、あるいは乱す者を伐てと命じるならば、それに従わねばならない、という意識は夏、殷にあったと思われます。 | | |

　遠回りになりました。上帝の許諾を卜占することができるは上帝の地上の子たる帝のみです。政権を永らく保つ間に、上帝は地上の帝の行動の諾否を降ろすのみならず、地上の政権の秩序を乱すこと、乱す人物を伐て、罰せよと命じる警告を発するようになったようです。その命が降りるのは帝（王）のみです。上帝が帝の族以外の者に命を降ろすということは、上帝の子の血統を絶やす大事件です。夏の桀王には上帝がその政（まつりごと）を改めるよう命を降したことでしょう。桀王がそれに応じないとすれば、その血族の次の誰かに降ろすべきものです。その帝の血統以外に命を降ろすとなれば、一体天上で何が起こったことになるのでしょうか？上帝が別の上帝に取って代わられたという話はありません。  
　その疑問を回避するものが、「孥戮」であり、どういう訳でそれが盛り込まれたのかは不明です。上帝にその選択肢があることが「甘誓」、「湯誓」に組み込まれていたことになります。  
　殷で令・命が文字化される以前の夏の末に、「甘誓」、「湯誓」によれば、天がすでに地上の帝以外の族に命を降ろす形をとっているというのは釈然としません。それを合理的に説明しようとすれば、上帝はその血統に見込みなしとし、地上の族で最も政権運営に適した族を観察し、「徳のある族」を善しとして命を与えた、とでも考える他ないでしょうが、そのような記述はありません。周がその「天命」の概念によって、全体を統括して書経を編纂したことで、そうなったのでしょう。  
  
　しかし、西伯が存命の折に「受命」していたとなりますと、紂王の「命」がまだ尽きていない時点で、「命」が降りていることになり、天が二股をかける妙な展開となります。それを回避するために、「西伯戡黎」において祖伊に紂の命が既に尽きていると語らせたのでしょう。  
　史記では「受命」したので西伯は王を称し、父や祖父も王としたともありました。西伯が本当に受命しているのであれば、死ぬ前にそれが果たされない空約束の「天命」となります。その父が亡くなり9年、諸侯が西伯は「受命」していたから伐てるといわれて、師を興したものの、発（武王）は、「命」が自分に降りているわけではなく、戸惑った末、師を引いたと考えられます。  
　紂が伝説の夏王の桀のごとき状況に陥ったのをみて、発（武王）は伐てると判断をし、「天が紂の政を罰せよ」としていると号令をかけることができました。「湯誓」にそれを持ち込んでおけば、前例があり、それは臣が君を伐つものではない、義に背くものではない、天命により紂を伐つのであり、湯と同じ行動である、周王朝は「天命による新たなる正統政権である」と主張できます。  
  
　さて、武王の軍勢は、前回では「遂率戎車（じゅうしゃ；兵車）三百乘，虎賁（こほん；近侍の士）三千人，甲士（かふし；鎧着用の士）四萬五千人」程度、今回は諸侯の兵車四千乗とありますが、紂王の軍勢は70万とあります。これでは足りず、庸（よう）、蜀（しょく）、羌（きょう）、髳（ぼう）、微（び）、纑（ろ）、彭（ほう）、濮（ぼく）八国の兵、いわゆる夷狄の兵がいかなる呼びかけに応じたかは記されていませんが、動員されています。  
　臣が君を伐つ内乱というよりは、中原の帝と諸侯の軍と夷狄を含む反乱軍の戦（いくさ）の様相です。書経の「牧誓」では武王が虎や熊のごとく奮戦せよ、引けば殺すと号令しています。ただ、そこで終わっており、如何に戦いが推移したかには言及がありません。  
　司馬遷は「史記」において、紂の師は数が多いが戦う心がなく、逆に武王の軍を招き入れた、矛を逆向きにして、紂に向かうことともなり、紂の師が総崩れになったと記しています。70万の大軍と数万の軍という設定です。普通なら負ける気はしないでしょう。戦には自分達の将来がかかっており、負ける方につけば国を失うことにもなりかねません。  
　寝返りでかほどの成果を挙げておれば、論功行賞にありつけるでしょうが、論功行賞において主要な諸侯に封じられたのは武王の臣と親族、先聖王（神農・黄帝・堯・舜・禹）の子孫ばかりです。事前の調略がなければ、かような結果を得ることは難しいと思われますが、それとて記されておりません。夷狄の軍がいかなる評価を得たかも不明です。  
　武王は紂の頭を斬り旗に掲げたとあります。紂を伐った後に殷の民に「上天休を降せり」と述べたとしています。休は休息、停止、美善、福禄の意味があり、紂の暴虐の政治が終わった、殷の民に天が福禄を下ろすという意味になります。そして、殷の宮殿で、革命の式典を行います。尹佚（いんいつ；史佚）が木簡に記した祝詞を述べます。「紂は先王の明徳を捨て去り神祇を侮り祭祀せず。殷邑の諸族を混乱暴虐したこと明らかになり、天皇上帝に聞こえた。大命を膺（受）更（改）すに、殷に代わり、天の明命を受けよ」と読み上げました。書経にはこの記述はありません。  
　司馬遷は、ここで、周の史官がいわゆる命が革まる、命が殷より革まり、周が大命を受けたと宣言したとみたのでしょう。  
「尹佚、筴祝して曰く、「殷の末孫の季（三男）の紂、先王の明德を殄廢（てんはい）し、神祇を侮蔑して祀らず、商邑の百姓を昏暴（こんぼう）す。其れ章顯（しょうけん）して天皇上帝に聞こえたり」と。是に於て、武王再拜稽首す。曰く、「大命を膺更（うけあらた）むに、殷を革（あらた）め、天の明命を受けよ」と。武王又再拜稽首す（史記周本紀）」とあります。  
  
　史記においては、西伯が拘幽時、易を六十四卦とした頃に「命」が降りたとしています。さすがにこの次期に庶人に命を降ろすことはできず、西伯は王であり、父、祖父も王とし、この「命」のそもそもの起源が祖父の古公にあるとしました。司馬遷は、天の命は「徳ある者に降りる」とする周の見解をとって記したのでしょう。また、武王が紂を伐った時点で天命を受けたともしました。  
　しかし、この認識に基づいて「金滕（きんとう）」を読みますと、話が通じなくなります。書経は正史ですから、表現については慎重でした。  
  
**金滕**  
　紂を伐った二年後に武王が病を得ます。太公望と召公が吉凶の卜占をしようとします。周公旦（たん）はそれを止め、三壇を造り、太王（古公）、王季、文王の霊に伺いを立てる準備をしました。璧（へき）は天子を象徴し珪（けい）は諸侯を象徴します。冊は旦が書き記した文面です。璧を壇に置き珪を手にして、神官に冊の祝詞をあげさせます。天において武王の責有りとして、武王が病をえているのであれば、自分を身代わりとなしたまへ。武王は私より才や芸、鬼神に仕えることでは劣るも、帝の庭で命ぜられ、四方に徳澤を敷布し多くの姓ある族（百姓）を佑助し、先王らの子孫を（封建君主として）定着せしめ、四方の民が畏敬しています。天が降ろした宝命を（武王が病で命を）墜（うしな）うことがないなら、先王らも永く宗祖として祭祀をされましょう。亀卜により意向を伺います、私をよしとされるなら璧と珪を持ち帰り、先王の命を致します。そうでなくば、璧と珪を封印します、と卜占させました。結果はすべて吉とで、旦は、武王に害はない、三王により命を新たにしたと、この路線を永く続ける決意を固めたのでしょう。命を失わぬためにさまざまな方策をとることになります。この祈祷の冊と亀卜のことは、封印されました。武王の病も癒えたとあります。  
書経では、文王が「受命」したとも、武王が「受命」したとも記されていません。金滕において、「天が降ろした宝命」で初めて言及されるにすぎません。周公は、亀卜により問うのですが、天に問うものではありません。先王三人に問うています。壇に璧を置いていますので天子の格とみなしております。周公は天に問う立場にはないとする意識が働いています。  
　先王三人の霊を通して上帝の意を確認する形とみえます。「武王に責が有るか」を問うています。この責とは紂を伐ったことを指します。この時点では、紂を伐ったことに罪があるとの懸念があったことになります。亀卜の結果、三王のすべてが「責」なしとし、ここで命が新たになったと確認できたとしています。  
　ただ予小子とは周公であり、周公に命が新たに降りたとする解釈も生まれ、周公に異心ありとする噂を呼ぶことにもなります。また、この亀卜が秘して行われたことで、周公が何かよろしくない事を企んでいるとの噂も流布されたともあります。政権は未だ盤石ではなく、武王が亡くなり、周公が摂政として成王が即位しますと、管叔（かんしゅく）・蔡叔（さいしゅく）ら多くの弟が殷の武庚（ぶかう）と共に乱を起こしております。  
  
**金滕**（書経）  
既に商の克ちて二年、王疾有りて、豫（こころよ）からず。二公曰く、「我其れ王の為（ため）に穆卜（ぼくぼく）せん」と。周公曰く、「未だ以て我が先王に戚す可からず」と。公乃（すなは）ち自ら以て功を為（つく）り、三壇を為（つく）り墠（せん）を同じくし、壇を南方に為り、北面して、周公立てり。璧（へき）を植（お）き珪（けい）を秉（と）り、乃ち太王、王季、文王に告ぐ。史乃ち冊、祝して曰く、「惟（こ）れ爾（なんじ）元孫某（げんそんぼう）、厲虐（れいぎゃく）の疾に遘（あ）ふ。若し爾三王是丕子（ひし）の責天に有（も）たば、旦を以て某の身に代（かえ）よ。予が仁考能に若（し）き、多材多藝，能く鬼神に事（つか）ふ。乃ち元孫旦が多材多藝に若かず、能く鬼神に事へず。乃ち帝庭（ていてい）に命じ、四方に敷佑（ふいう）し、用（も）て能く爾が子孫を下地（かち）に定む。四方の民祗畏（しい）せざる罔（な）し。嗚呼！天の降せる寶命を墜（うしな）うこと無くば、我先王亦永く依歸（いき）すこと有らん。今我即ち元龜に命ず。爾の我を許さば、我其れ璧と珪を以て歸りて爾が命を俟たん。爾我を許さずんば、我乃ち璧と珪を屏（かく）さむ」と。乃ち三龜に卜ず。一に吉を習（かさ）ぬ。籥（やく）を啟（ひら）きて書を見るに、乃ち並びて是吉。公曰く、「體！王其れ害罔し。予小子三王に命を新ためらる。惟れ永く是の圖を終（つづ）けん。茲に攸（きよ）まれり。能く予一人念わん」と。公歸り、乃ち冊を金滕の匱中（きちゅう）に納む。王翼日に乃ち瘳（い）ゆ」。  
  
　問題は「武王の責」ですが、これは史記列伝、「伯夷・叔斉」に記されています。周本紀とは異なり、武王が父の葬儀もせずに、戦に及んだとしています。周本紀では死後9年、墓で祭祀を行って後のことでした。周本紀とは異なることを司馬遷が記しています。伯夷・叔斉の言からすれば、そういう説を採用せざるをえなかったということでしょうか。伯夷・叔斉は、武王は「孝」に反する、臣であって君を弑すことは「仁」でないとしました。これはこの二人のみの感じ方ではありませんでした。周政権としては、安定した政権を造り、維持するためには、それを払拭しなければなりませんでした。  
　これに対して、武王の行ったことは、文王に降りた天命に基づくものであり、文王の意思を実現する「孝」であり、「孝」に背いていない、また、民に安寧をもたらせとする天命を為し遂げたものであり、「仁」に背くものでもない、民に「仁」をもたらすものである、としたのです。プロパガンダです。

「武王、木主を載せ、號（なづ）けて文王と為す。東に紂を伐つ。伯夷、叔齊、馬を叩きて諫めて曰く「父死して葬（はぶ）らずして、爰（ここ）に干戈に及ぶ、孝と謂ふ可きか？臣を以て君を弒す，仁と謂ふ可きか？」と。左右欲兵之。太公曰く、「此れ義人なり」と。扶けて之を去らしむ。武王、已に殷の亂を平らぐ。天下周を宗とす。而して伯夷、叔齊、之を恥ず。義にして周の粟を食はず。首陽山に隱れ，薇を采りて之を食ふ。餓に及びて且つ死す」とあります。  
  
　司馬遷が西泊の受命を「詩人道西伯」と記しました。書経（尚書）では判然としないこの「受命」は詩経をみれば、歴然としております。「道dào」は「説、談」で「云う」と注されます。「道dǎo」は「導」ですので、詩が西伯の「受命」を導いたとも解せます。詩が大きな役割を果たしています。  
　この時代のプロパガンダの手段は歌謡、詩であったと思われます。詩はさまざまな感情がさまざまに表現されております。思いを歌うものですから、必ずしも史実どおりでなくてもよいものです。天命は徳の在る者に降りるという主張を展開し、至徳の文王に降りた様を子孫にも諸侯、士大夫にも示すことが求められたのでしょう。  
　周頌淸廟「維天之命」は子孫に向けたものでしょう。天の命は深遠なるかな。清明なる命の降りた文王の徳の純なること。われらを慈しむものはなにか。われらもその徳を修めよう。文王に従いその恩澤を享受し、子孫も篤く徳を修めよう。そのように宗廟でこの詩を唱和したのでしょう。

「維（こ）れ天の命、於（ああ）穆（ぼく）として已（や）まず。於乎（ああ）顯（あきらか）ならずや、文王の德の純なること。假（なに）を以（も）てか我を溢（いつく）しむ，我其れ之（これ）を收（をさ）めむ。駿（おほ）いに我が文王に惠（したが）ひ、曾孫之を篤（あつ）うせむ」としています。

　大雅、「文王」では公的なものであり、諸侯が列席する中で奏され詠じられたのでしょう。文王の霊は、今や天上では上帝の左右で輔佐をする。歴史の古い周に命が降りたことは新たであるが、今や文王は天上にあり、周に命のあることは明らかである。文王は降りて我らを見守れば、昇りて上帝の左右で輔佐をなされる。  
「王上に在（いま）す、於（ああ）天に昭らかなり。周舊邦なりと雖も、其れ命維れ新たなり。有周顯（あき）らかならずや、帝命時（これ）ならずや。文王陟（のぼ）り降りて、帝の左右に在（ま）せり（大雅・文王篇（詩經-朱熹集傳[HP](http://www.1-em.net/sampo/sikyo/sikyouC.htm#文王之什)）」  
　倦（う）まず休まず為される文王に対する称賛やまず、上帝は周に命を降ろされた。文王の子孫は百世に渡り、その家臣も同じく続くであろう。  
「亹亹（びび）たる文王、令聞已まず。周に陳（し）き錫（たま）えり、侯（こ）れ文王の孫子に。文王の孫子、本支百世。凡そ周の士も、顯らかならざらんや亦世々せり。」  
　そのことは明らかで、企図することに励み慎む。だから善き士が多く、周に生まれたこと、周が生み出したもので、彼らが周を支える幹部となる。多彩なる多士、文王も安心しておられよう。  
「世々之れ顯らかならずや、厥の猶（はかりごと）翼翼たり。思（そ）れ皇（よ）いかな多士、此の王國に生まるること。王國克く生めり、維れ周の楨（てい）。濟濟たる多士、文王以て寧（やす）んぜり。」  
　深遠なる文王、已むこと無く徳につつしめり。大いなるかなその天命。今や子孫に有り。子孫の数、億のみならず、上帝は万民に命じて、周に服せしむ。と続いてゆきます。

「穆穆たる文王、於緝（つ）ぎ煕（あき）らかにして敬めり。假（おお）いなるかな天命、有商の孫子あり。商の孫子、其の麗（かず）億のみならず。上帝旣に命じて、侯れ周に服せり。」  
  
　三代康王二十三年（前998年）の大盂鼎（だいうてい、[HP](https://zh.wikipedia.org/wiki/大盂鼎)、原文　[HP](https://zh.wikipedia.org/wiki/大盂鼎#/media/File:Da_Yu_ding_inscription.jpg)）にはかく刻されています。康王が武将の盂（う）を軍事の官の任じたことを記録に残した鼎（かなえ）の文言です。そこにも受命のことが語られています。文王が天の大令を受け、武王がその文化を継承し、殷の邪悪を退け、民の混乱を平定し、民心を革めた。周では祭祀にあって、酒に酔いしれ、乱れることはない。だから、天は先王を慈しみ、保護して、天下四方を保たしむ。一方、殷では諸侯、百官が酒にほしいままとなり、師を失ったと聞いている、と続いてゆきます。  
「隹（これ）九月，王、宗周に才（ざい）す。盂に令す。王、若（かく）曰く、“盂よ。丕（おほ）顯（あきら）かなる文王、天の有す大令を受け、武王に在りて文を嗣ぎ邦（くに）を乍（おこ）す。氒（そ）の慝（とく）を闢（ひら）き、亖方（しほう）を匍有（ふゆう）し、氒の民を畯正（しゅんせい）す。雩（あまごい）御事（ぎょじ）に在りて、酒を𠭯（とり）て敢へて酖（おぼれ）ること無く、祡（しば）の蒸祀（じょうし）有りて、敢へて擾（みだれ）ること無し。故に天、異（翼）臨（よくりん）し子（いつく）しみて，先王を法保（ほうほ）し、四方を匍有す。我聞くに殷の命を述（の）ぶは、隹（これ）殷の邊矦（へんこう）、田，雩の殷の正百辟（せいひゃくせき）、率（ひき）いて酒に肆（なら）う。故に師を喪（うしな）う。・・・・」  
　  
周公旦や召公は夏や殷の例から政権を安定させ維持するために、様々な事例や教訓の数々をとりあげて記し、天命を失わぬよう、書経（尚書）を編纂させたのでしょう。一方、詩経においては、文王の徳を称揚し、天命が徳を有する者に降りるというイデオロギーを喧伝したと思われます。  
　天令を伺うことは、当初は、地上の帝にのみに許されたことでした。上帝の子孫である地上の帝が令に背くと、罰が下されました。周は、孥戮が起こり、その帝の血族が絶え、民に安寧をもたらす徳のある王に新たに令が降りるとしました。

　文王の歴史上の人物としての司馬遷の記録と、書経、詩経の記述を比べてきました。書経では、文王の罪に関する直接的な記述としては金滕における「武王の責」のみでした。紂を伐つことの責があるとする武王の懸念に関して周公が亀卜しております。武王は文王の意志を継いで紂を伐っていますから、武王に罪があるならば、文王自身は実行しませんでしたが、その罪の原因となります。武王が紂を伐ったことが善を尽くさないとする認識は、論語の八佾第三でもみられます。舜の楽は美、善を尽くすも、武王の楽は美を尽くすも善を尽くさないと孔子が評したことでも知られます。  
「子（し）、韶（しょう）を謂（のたま）はく、美（び）を尽（つく）せり、又また善（ぜん）を尽（つく）せり。武（ぶ）を謂（のたま）はく、美（び）を尽（つく）せり、未（いま）だ善（ぜん）を尽（つく）さざるなり。」  
  
　八佾第三では、周は夏・殷の二代を観察してみると、美しい文化であり、私は周の文化に従いたい、と孔子が述べています。春秋時代から振り返ればそうなりますが、周初においても、紂の悪業と文王の徳に影響され、周の文化は格段に高かったと思い込んでしまう節があります。  
「子曰わく、周は二代に監みて、郁郁乎として文なるかな。吾は周に従わん。」  
　武王は殷を倒した後、箕子に殷の何が悪かったかを問いましたが、箕子はそれに応えることを避け、政（まつりごと）のあり方を語ったとあります。一に五行（水・火・木・金・土）、二に五事（貌・言・視・聴・思）、三に八政（食・貨・祀・司空・司徒・司寇・賓・師）、四に五紀（歳・月・日・星辰・暦数）、五に皇極、六に三徳（正直・剛克・柔克）、七に稽疑（卜筮）、八に庶徴（休徴・咎徴）、九に五福（寿・富・康寧・攸好德・考終命）・六極（凶短折・疾・憂・貧・悪・弱）、いわゆる洪範九疇（こうはんきゅうちゅう、大いなる規範九章）です。箕子は、これは天が禹に与え、夏・殷に伝わったものであるといいます（亀の記憶、禹の治水、[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/mrmr/nikenjaya.htm#亀の記憶)）。  
　九項目にわたり、そこで語られていることをご覧になればわかりますが、紀元前11世紀のことです。抽象的概念を表わす文字があり、体系的な教えであり、当時にあっては、殷の文化度は周をはるかに超えていたのです。紂王の悪政にとらわれ、そのことを見誤る傾向があります。周は文字を有していませんでしたので、いわゆる殷の甲骨文字を用いたとされるようです。洪範九疇等の概念を受け継いだからこそ、書経の堯からの諸篇を編纂することができたのでしょう。西伯が易を六十四卦に編纂するにも、洪範九疇は不可欠であったと思われます。  
　紂の文化度も高かったとされ、殷には三賢人もおりました。比干は殺され、微子は国外に逃れ、箕子は狂人を装い幽閉されたとあります。紂王の命が尽きるとしても、これほどの経綸を持つ箕子がいるのですから、箕子に命を降ろせばよいと思われます。何故、上帝はこれらの三賢人に命を降ろさず、文王に降ろしたのでしょうか？むろんその説明はありません。中華の上帝の為されることは理解しかねます。  
  
 **おわりに**  
　中国古代では、天地の自然現象の中に、如何なる作用が働いているかを観察、探求し、その原理をとりこみ、人としての知恵を蓄え、社会に秩序をもたらす、つまり、天のもたらす原理を人としてのありかた、社会生活に取り込むということが営々と繰り返されていたようです。  
　伏羲（庖羲）は、「仰ぎては象を天に観、俯しては法を地に観、あまねく鳥獣の文と地の宜とを観、近くこれを身に取り、遠くこれを物に取り、始めて八卦 を画し、神明の徳に通じ、万物の情を類す」とあり、神農は、「天から降ってきた五穀の種を蒔き、収穫を感謝する祭を行った。また、百草を嘗め、毒にあたって苦しみつつ、医薬を見つけだした」、太陽に光と熱を充分に出させ、五穀を成長させる功を称えて炎帝とも称され、南方の天帝となるとあります。黄帝は、「左右大監を置き、万国を監せしめ、最大級の封禅を行い、宝鼎（三足青銅器）を獲、日を迎え筴竹をもって暦をつくる。風后、力牧、常先、大鴻に民を治めしめ、天地の紀（理）、幽明（陰陽）の占、死生の説（悲喜の礼）、存亡の難（変）に順う。時に百穀草木を播き、鳥獣蟲蛾を淳化（徳化）し、日月星辰水波土石金玉を旁（あまねく）羅（配）し、心力耳目を労勤し、水火材物を節用す」、良き臣を用い、天地の理に従うことに励み、天地万物の運行を正常化することに心を砕いたとされます。また帝嚳（こく）は、「天の義に順い、民の急を知り、仁にして威あり。恵にして信あり。身を修めて天下服す。地の財を取りて之を節用し、萬民を撫教して之を利誨し、日月を暦にして之を迎送し、鬼神を明らかにして之に敬事す」とあり、その後に、堯、舜が登場します。  
　これらは、後の世の概念をもって記されたものですが、天がすべてを差配しているとする観念に基づいております。東西南北の天の上、北辰（北極星）辺りに上帝が存在し、天上天下を統御しているとみなされるようになります。そのような認識のなかで「文王受命」を考えてきました。  
  
　本来令は、地上の帝の求める諾否、成否の亀卜に対し、上帝が降ろすものであったようです。地上の帝に諾否、成否を降ろすのみならず、上帝の意向に背く事や人物を罰することを地上の帝に課すようにもなります。地上の帝が上帝の意向をないがしろにし、背を向けることになった場合問題が深刻となりました。それが、「徳ある王に新たに命が降りる」となり、その急変ぶりに面喰らいました。令に代わって命が用いられますと、天が「使命」を与え、「使命感」を人が抱くようなイメージともなりました。  
　春秋の頃には、王でなくとも徳有る者、たとえば孔子ですが、に天命が降りて不思議ではなくなりました。孟子の頃には、人は生れながらにして仁義礼智の心を天から授かっているので、「人事を尽くして天命を待つ」と誰にでも降りるものとなり、それぞれの人がそれぞれ使命感を抱くことができるようになりました。秦や漢となりますと、徳とは関係なく「天下統一」を為した者に降りたとされるようになりました。韓愈が文王の霊を呼び戻しました。朱子は天を「理」としました。理は常ですから、天の命が変化したのではなく、中華の人がそれぞれの立場を正当化するために命を変更したとみるべきでしょう。  
　この儒学の伝統を封建主義の遺物として徹底的に否定したのが毛沢東の中国共産党でした。しかし、人民による革命としておりますので天命が降りた処は取り込みました。習主席の共産党では、習氏は「懐の深い指導者」「慈悲の心に満ちた指導者」「高遠なる知恵を持つ指導者」「至誠大勇の指導者」と称揚されております。「文王」のごときです、あの世で習氏をどう見守っておられよう。  
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2024.08.17　　上田啓之

（付録）  
洪範九疇（中國哲學書電子化計劃、[HP](https://ctext.org/shang-shu/great-plan/zh)）  
武王が紂を殺し、（殷の後継として）武庚を立て、箕子を連れて帰る。洪範を作る。  
武王勝殷，殺受，立武庚，以箕子歸。作《[洪範](https://ctext.org/shang-shu/great-plan/zh)》  
　十三回の祭祀に武王が箕子を訪ね、こう云った、「箕子よ、天は民をそれとなく安んじ、互いに協力して住ましめる。私には、天がどのように導き修めせしめているかが分からない」と。箕子が云った、「私はこう聞いている。昔し、鯀（こん）が洪水を塞（ふせ）ぐに、五行を錯乱させてしまい、帝が激怒して洪範九疇を与えなかったため、常々の規範が乱れてしまい、鯀は彼方に放逐され殺されました。鯀のあとを禹が引き継ぎ（洪水を収め）、天は禹に洪範九疇を与え、常々の規範がもとどおりになりました。初一に五行，次二に五事を敬用，次三に八政を農用，次四に五紀を協用、次五に皇極を建用、次六に三德を乂用、次七に稽疑を明用、次八に庶徵を念用、次九に五福を嚮用，六極を威用することとなりました。  
惟十有三祀，王訪于箕子。王乃言曰：「嗚呼！箕子。惟天陰騭（陰徳）下民，相協厥居，我不知其彝倫（常理）攸敘。箕子乃言曰：「我聞在昔，鯀堙（塞）洪水，汩陳（错乱）其五行。帝乃震怒，不畀『洪範』九疇，彝倫攸斁（终止）。鯀則殛死，禹乃嗣興，天乃錫（賞賜）禹『洪範』九疇，彝倫攸敘。」  
　一、五行とは、水、火、木、金、土、のことです。水は潤し下になり、火は炎をあげ上になり、木は曲がったり真っ直ぐになったり、金はそのままあるいは変形でき、土は種を植え収穫ができます。味でいえば、潤下は「しおからさ、炎上は「にがさ」、曲直は「すっぱさ」、従革は「からさ」、稼穡は「あまさ」となります。  
一、五行：一曰水，二曰火，三曰木，四曰金，五曰土。水曰潤下，火曰炎上，木曰曲直，金曰從革（改变），土爰稼穡（春耕为稼,秋收为穑）。潤下作鹹，炎上作苦，曲直作酸，從革作辛，稼穡作甘。  
　二、五事とは一に貌、二に言、三に視、四に聽、五に思のことです。貌（顔つき）は恭（うやうや）しく、言は從うこと、視は明（はっきりみること）、聽は聰（きちんと聞くこと）、思は睿（よく考えること）です。恭であれば肅（つつましく）、從であれば乂（おさまり）、明であれば哲（かしこく）、」聰であれば謀（よく考え）、睿であれば聖（物事に精通）することができます。  
二、五事：一曰貌，二曰言，三曰視，四曰聽，五曰思。貌曰恭，言曰從，視曰明，聽曰聰，思曰睿。恭作肅，從作乂，明作哲，聰作謀，睿（叡）作聖。  
　三、八政とは、一に食（食糧），二に貨（貨幣），三に祀（祭祀），四に司空（土木），五に司徒（教育），六に司寇（司法），七に賓（外交），八に師（軍事）のことです。  
三、八政：一曰食，二曰貨，三曰祀，四曰司空，五曰司徒，六曰司寇，七曰賓，八曰師。  
　四、五紀とは、一に歳、二に月、三に日、四に星辰（天文）、五に歷數（暦）  
四、五紀：一曰歲，二曰月，三曰日，四曰星辰，五曰歷數。  
　五、皇極とは帝王が天下を治める道のことです。帝王はその道を保つ方法を建て、いつも五福をめざし、それが民にあまねくゆきわたるようにし、たえず民も帝王とともにその道を保つなら、その民がみだらなことに交わることはないでしょう。人に素晴らしい徳が有ろうが無かろうが、貴方が道を建てていますので、その民が、なすべきことがあり、それを為し、道を守っているかぎり、貴方はそれを思い、道に適っておらずとも、咎とすべきでないなら、貴方はそれを受けて、顔色おだやかにして、『私は德を好んで修めています』という者に、貴方は福を賜うといいでしょう。この人はつまりこれ帝の道を行っていますので、孤独でよるべない者を虐（しいた）げたり、よくよく精通する者を畏れることは無いでしょう。能力有る者が為すならば、その行いを後押しすれば、邦（くに）は昌（さか）えましょう。正規の官で、既に富みまた俸禄もありながら、王家にとってうまく使うことができないなら、その人は辜（つみ）すべきです。德を好まない者に，貴方が福を賜うことがあるとしても、貴方に害をなすことがあるものです。不公平不平なく、王の義に遵（したが）う。好（よしみ）をなすことなく、王の道に遵う。惡（にくしみ）をなすことなく、王の路を尊ぶ。不偏不党で王道をのびやかに、不党不偏で王道平らけく、反（そむ）かず不正なく、王道に正直に、其の道に會（つど）い、其の道に帰すように。曰く、帝は道をあまねく宣言し、これを常としこれを訓じ、帝にあって、それを自ら訓ぜよ。民もあまねく道を訓じ、これを訓じ、これを行え。以て天子の光に近づかん、と。曰く、天子は民の父母となり、以て天下の王となれ、と。  
五、皇極：皇建其有極（道）。斂（斂容）時（是）五福，用敷錫厥庶民。惟時厥庶民于汝極。錫汝保極：凡厥庶民，無有淫朋（邪党），人無有比德（同心同德），惟皇作極。凡厥庶民，有猷（道）有為有守，汝則念之。不協于極，不罹于咎，皇則受之。而康而色，曰：『予攸好德。』汝則錫之福。時人斯其惟皇之極。無虐煢獨（孤单）而畏高明，人之有能有為，使羞其行，而邦其昌。凡厥正人，既富方谷（穀），汝弗能使有好于而家，時人斯其辜（罪）。于其無好德，汝雖錫之福，其作汝用咎。無偏無陂（不平），遵王之義；無有作好，遵王之道；無有作惡，尊王之路。無偏無黨，王道蕩蕩（寛広）；無黨無偏，王道平平；無反無側，王道正直。會其有極，歸其有極。曰：皇，極之敷言，是彝是訓，于帝其訓，凡厥庶民，極之敷言，是訓是行，以近天子之光。曰：天子作民父母，以為天下王。  
　六、三德：一に正直（せいちょく）、二に剛克（がうこく）、三に柔克（じうこく）。公平で康（やす）らかが正直；強直で友とせぬのが剛克；友と和すのが柔克。沈思黙考するのが剛克；よく精通すのが柔克。君が福を授け、君が権威を示し、君が美食をなすのであり、臣が福をなす、威をなす、美食をなすことはない。臣が福をなし、威をなし、美食をなすならば、君家を害すものであり、君国に凶（わざわい）し、官人は不正、不平正で好き勝手をなし、民は礼も制も省みなくなります。  
六、三德：一曰正直，二曰剛克，三曰柔克。平康，正直；彊弗友，剛克；燮（調和）友，柔克。沈潛（深入探究），剛克；高明，柔克。惟闢（辟；君）作福（錫福），惟闢作威（権威），惟辟玉食。臣無有作福、作威、玉食。臣之有作福、作威、玉食，其害于而家，凶于而國。人用側頗僻，民用僭忒（越礼踰制）。  
　七、稽疑：亀卜と筮竹の人を選んで準備します。乃ち十筮を命じます。雨（あめふるか）、霽（雨あがり晴れるか）、蒙（曇るか）、驛（半曇りか）、克（戦に克つか）、貞（ただしいか），悔（くいあるか），凡（およ）そ七つあります。卜はまえの五つ、佔（筮竹）はあとの二つに用います。過失を割り出すことです。卜筮する人を立てて卜筮するには、三人で占い、二人の言によります。貴方に大きな迷い事が有れば、まずは貴方自身の心に謀（はか）り、卿士に及びて謀り、庶人に及びて謀り，それから卜筮に及びて謀ります。貴方の謀と、龜の結果と、筮の結果と、卿士の謀と、庶民の謀が從うなら，これを大同と謂います。身体が健康で強壮、子孫が隆盛となります。貴方の謀と、龜の結果と、筮の結果は従いますが，卿士が逆，庶民が逆ならば吉です。卿士と、龜と、筮は從いますが、貴方が逆，庶民が逆というのも吉です。庶民、龜、筮が從いますが、貴方が逆，卿士が逆も吉です。貴方が從、龜が從、筮が逆、卿士も逆，庶民も逆ならば、内には吉ですが対外的には凶です。龜筮共に貴方、卿士、庶人と違うなら、じっとしていれば吉ですが、事を起こせば凶です。  
七、稽疑：擇建立卜筮人，乃命十筮。曰雨，曰霽（雨後晴空），曰蒙（雲気），曰驛（半曇），曰克，曰貞，曰悔，凡七。卜五，佔用二，衍忒（推算過失）。立時人作卜筮，三人占，則從二人之言。汝則有大疑，謀及乃心，謀及卿士，謀及庶人，謀及卜筮。汝則從，龜從，筮從，卿士從，庶民從，是之謂大同。身其康彊，子孫其逢（茂盛），汝則從，龜從，筮從，卿士逆，庶民逆吉。卿士從，龜從，筮從，汝則逆，庶民逆，吉。庶民從，龜從，筮從，汝則逆，卿士逆，吉。汝則從，龜從，筮逆，卿士逆，庶民逆，作內吉，作外凶。龜筮共違于人，用靜吉，用作凶。  
　八、庶徵（しょちょう）とは雨（あめ），暘（はれ），燠（あつさ），寒（さむさ）、風（かぜ）をいいます。この五つが來りて備り、各（おのおの）その働きをもたらせば、諸々の草が生い茂る。一（ある）が極まり備わるは凶、一が極まり無きも凶といいます。吉祥の兆候といえば、肅（つつし）みて、これ雨のごとし。乂（おさ）まりて、これ暘のごとし。曰晰（あきらか）にして、これ燠のごとし。謀（よく考）えて、これ寒のごとし。聖（物事に精通）して、これ風のごとし。咎徵（きうちょう）とは、狂（常軌を逸）すれば、づっと雨のごとし。僭（僭越）すれば、づっと暘のごとし。曰豫（ほうけて）おれば、づっと燠のごとし。急（あわてふた）むけば、づっと寒のごとし。蒙（ぼんやり）しておれば、づっと風のごとしといいます。王は歳を省（かへり）み、卿士は月、師尹（しいん）は日を省みるといいます。歳月日時に易（かわり）無くば、百穀が成長し、治まること清明にして、秀でた民は章（あきら）かにされ、家は平らけく康（やす）らかとなります。日月歳時がもはや易（かわ）ってしまえば、百穀は成長せず、治むこと混迷し明らかでなく、秀でた民は隠れ、家は安寧でなくなります。そうなれば、庶民は星座（宿）により（農事の時）を推し量ることになります。星座には風を表わすものがあり、星座には雨を表わすものがあります。日と月の運行の軌道により、冬、夏を推し量ります。また、月がどの星座にかかっているかで風・雨を推し量るほかありません。  
八、庶徵（五事に応じる天の兆候）：曰雨，曰暘，曰燠，曰寒，曰風。曰時。五者來備，各以其敘，庶草蕃廡（茂盛）。一極備，凶；一極無，凶。曰休徵；曰肅、時雨若；曰乂，時暘若；曰晰，時燠若；曰謀，時寒若；曰聖，時風若。曰咎徵（天の降ろす災禍の兆候）：曰狂，恆雨若；曰僭（超越本分），恆（常）暘若；曰豫（安閑悦楽），恆燠若；曰急（急躁），恆寒若；曰蒙（昏迷），恆風若。曰王省惟歲，卿士惟月，師尹惟日。歲月日時無易，百穀用成，乂用明，俊民用章，家用平康。日月歲時既易，百穀用不成，乂用昏不明，俊民用微，家用不寧。庶民惟星，星有好風，星有好雨。日月之行，則有冬有夏。月之從星，則以風雨。  
　九、五福は、一に壽（じゅ），二に富（ふ），三に康寧（かうねい），四に好德（かうとく）を攸（おさ）む，五に考（お）いて命を終（を）ふことです。六極は、一に凶（きょう）短（たん）折（せつ）、二に疾（しつ），三に憂（いう），四に貧（ひん），五に惡（あく），六に弱（じゃく）のことです。  
九、五福：一曰壽，二曰富，三曰康寧，四曰攸好德，五曰考（老）終命。六極：一曰凶、短、折，二曰疾，三曰憂，四曰貧，五曰惡，六曰弱。  
武王、既に殷に勝ち、邦諸侯、宗彝（彝を刻した宗廟の器）を班（わか）ち、《分器》を作る  
武王既勝殷，邦諸侯，班宗彝，作《分器》